

電子カルテを 法的証拠として の面から考える

東京地裁医療集中部
裁判官への勉強会から
東京都医師会理事 大橋克洋

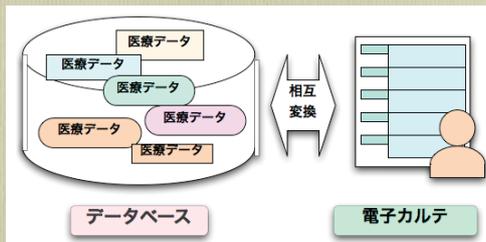
2020-6-23 Soapstone meeting (財) 法科大学

1

電子カルテの背景

- 医療の世界は、診療科目、職種、出身大学による差異、さらには医師の個性などが存在し、そこで使われるプロの道具への要求は極めて複雑多岐にわたる。
- 医療そのものも、数学や化学のように数値的にはっきり割切れない不確定要素が多い。
- 診療過程における判断も、時々刻々と変わる条件下で瞬時の決断を迫られる不確定要素が極めて多く、結果論で責められると非常に辛いものがある。

2



データベース中の医療データは、他の患者さんのものとともに混在

電子カルテ画面に表示されたものこそが、医師にとってはカルテ

3

電子化されたデータ

- 目で見て読めるいかなるデータも、電子的には 0 と 1 との集まりでしかない
- これが電子カルテのソフトウェアにより、再組み立てられ画面に表示される。人間が認識できる形にするためには常に **変換ソフト** が必要
- すなわち、電子的データだけを証拠保全しても、再現できるソフトがなければ意味をなさない。
- 他と混在する DB から **当該患者のデータだけを抽出** することも困難な場合が多い。

4

データ取込みについて

施設ごとのポリシーや
電子カルテごとの仕様による

- 手術同意書などの書面も取込むのか
- 画像やモニタリングなどの取込みは
- 検査中の動画はすべて取込まれるのか
- 電子カルテ中の波形や画像を証拠提出可能か

5

データの修正について

施設ごとのポリシーや
電子カルテごとの仕様による

- 電子カルテ記録は誰がどのように修正するのか
- 修正した場合どのように表示されるのか
- 更新履歴での修正と入力中の誤訂正の区別は
- 修正と改ざんとの区別は

6

入力者について

施設ごとのポリシーや
電子カルテごとの仕様による

- 入力者名は電子カルテのどこに表示されるか
- 実際の入力者との同一性の担保は
- だれが権限管理を行うのか
- 権限者による改ざんは可能か

7

改ざんの防止策について

- 診療を行うための記録が目的で、**原理的には改ざんを防止する方法はない**と言ってもよい
 - やろうとしても膨大なコストがかかり、蟻の一穴から崩れる可能性もある
- しかし、それでは医療側も大変困る。比較的膨大なコストがかからず現実的な解として、
- 記録を自分の施設で預からない。銀行のような**データ保管センター**へ預けてしまう方法

8

電子カルテの一体性について

施設ごとのポリシーや
電子カルテごとの仕様による

- 紙のカルテは物理的性情から記録としての一体性が保たれるが、電子カルテの場合は
- 証拠として提出されたカルテや波形などの電子データが、カルテの全部であることをどう確認したらよいか
- 画面の印刷を一括する方法はないか

9

電子カルテの印刷について

- 印刷内容が当該患者の記録全てか確認できるか
 - 元データと電子カルテ記録との同一性の確認は
 - 電子カルテの証拠保全
- 医療者が扱うのは、あくまで**電子カルテ画面**である。現状をありのままに確認するためには、**電子カルテ画面の紙への印刷**を証拠とすることが最も現実的と思われる

10